

実 務 事 例

分類	給与	作成年月日	平成27年6月10日
表題	臨時的任用教職員の入院手続		
内容	<p>① 事務処理内容</p> <p>(1) 臨時的任用職員が入院及び手術がきまった。 間違いなく高額医療になると思い限度額適用認定申請書を準備した。</p> <p>(2) 限度額適用認定申請書（70歳未満の上位所得者及び一般所得者用）に記入し、保険証写しを添付して、協会けんぽ熊本支部へ郵送した。</p> <p>(3) 届いた「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関の窓口で提示すると、1ヶ月（1日～月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。</p> <p>② 問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <p>(1) 特になし</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <p>(1) 入院が決まり、高額療養費制度があることは知っていたが、一時的に支払い、後で払い戻されると思い込んでいた。 しかし、全国健康保険協会のHPを見ると事前に限度額申請を出すことができることを知った。 書いてある通りの手続を進めてみるとすんなりできた。 また、退院後高額の支払いをしなくて済んだ。</p>		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ・健康保険証写し 		
感想	<p>何でも日常と変わったことがあれば何かあるかも・・と思うようになった。 自分がやったことのない事例があるといやだと思わず、糧になると思いどんどん首を突っ込んでいこうと思いました。</p>		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等